

# (参考) 相談支援専門員の実務経験

業務の範囲	対象者	実務経験年数		
		国家資格者 ※1	有資格者 ※2	左記以外の 者
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務  日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務  〔告示一イ、ロ、ホ、ヘ〕	(一) 指定[特定/障害児/一般] 相談支援事業、旧障害児相談支援事業、(身体・知的) 障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業の従事者 ※3  (二) 更生相談所(身体・知的)、児童相談所、精神障害者地域生活支援センター、福祉事務所の従業者  (三) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院の従業者  (四) 医療機関(病院・診療所)の従業者で、次のいずれかに該当する者 ①社会福祉主任用資格を有する者(社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) ②訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を終了した者 ③国家資格を有する者 ※1 ④(一)~(三)に掲げる施設等における従事者及び従業者である期間が1年以上ある者  ホ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者  ヘ 特別支援学校において就学相談・教育相談・進路相談の業務に従事する者  その他これらの事業・施設等に準ずる事業・施設等の従事者・従業者	5年以上  通算3年以上  通算5年以上	5年以上  10年以上
ハ 介護等の業務  入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務  〔告示一ハ、二〕	(一) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院・診療所の療養 病床の従業者  (二) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業の従事者  (三) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者  その他これらの事業・施設に準ずる事業・施設の従事者・従業者	10年以上		

※1 国家資格とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士、公認心理師の資格を有し、その資格に基づく業務に5年以上従事している者をいう。

※2 上記ハの介護等の業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者

(1) 社会福祉主任用資格を有する者(社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)

(2) 保育士

(3) 児童指導員用資格者

(4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を終了した者

※3 平成18年10月1日において現に旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成18年9月30日までの間の期間で通算して3年以上であればよい。